

社会福祉法人 豊寿会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 10月 1日～平成33年 9月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成 30年10月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 31年 2月～ 連絡調整会議を開催し問題点などを検討開始
- 平成 31年 9月～ ノー残業デーの実施に伴う、実施状況の検討
- 平成 33年 9月～ ノー残業デーの完全実施に向けて促進
管理職への研修（年2回）及び社内広報誌による社員への周知
（毎月）

目標2：育児・介護休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成 30年10月～ 管理職への実態把握
- 平成 31年 2月～ 研修内容の検討
- 平成 31年 9月～ 管理職研修の実施
- 平成 32年 9月～ 制度に関する資料を作成し職員に配布
- 平成 33年 9月～ 対象者の取得把握

社会福祉法人 豊寿会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 3年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 男女の平均継続勤務年数の差異はないが、勤続年数自体は短い

3. 目標

・ 男女ともに残業時間を削減することで月当たりの平均定時退社率を80%にする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 長時間残業を削減するための意識啓発を行う

- 令和 3年 4月～ 準備：長時間労働の現状把握をする（定時退社率の調査・分析、残業要因の実態調査）
- 令和 4年 4月～ 実施：現状把握の分析結果をもとに社内文書・朝礼等で従業員全員に意識啓発を行う、各業務あたりの平均作業時間をもとに作業効率を上げる
- 令和 4年 10月～ 結果分析：定時退社率の改善を分析する、残業時間削減数の分析、各業務あたりの平均作業時間短縮の分析

社会福祉法人 豊寿会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月 1日～ 令和8年 9月 30日までの 5年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、制度周知や情報提供、相談体制の整備を行う

<対策>

- 令和3年 10月～ 相談窓口に女性スタッフを配置する
- 令和3年 10月～ 所定外労働の削減のための措置を実施する
- 令和3年 10月～ 育児介護休業等規則について職員へ定期的に周知をする

目標2：所定外労働の削減に向けた取り組みを行う

<対策>

- 令和3年 10月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和3年 10月～ 各部において定期的に目標を定めた取り組みを促す
- 令和3年 10月～ ノー残業デイの推進の実施を通じ、超過勤務時間の削減を促す